

岩手県監査委員告示第26号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和8年岩手県監査委員告示第11号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年6月9日

岩手県監査委員 佐々木 朋 和  
岩手県監査委員 名須川 晋  
岩手県監査委員 鈴木 慶 太  
岩手県監査委員 菅 原 由 紀

- 1 監査対象機関名 岩手県立宮古高等学校
- 2 監査実施日
  - (1) 予備監査実施日 令和7年12月11日
  - (2) 本監査実施日 令和8年1月27日
- 3 監査結果の公表の日 令和8年3月3日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
支出事務の執行に当たり、執行管理体制に不適當なものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、内部統制が十分であるとは認めがたい状況にあるので、支出事務の適正な執行確保のための取組の実施、組織として実効性のある内部統制の構築等、再発防止に努められたい。	不適切事案については全て処理済。 当該職員の公務員としての倫理及び資質の欠如と令和3年度事案の再発防止策を継続・徹底させなかったことが当該案件を発生させる一因となつた。 業務進捗管理表を共通フォルダで管理し情報共有することで未処理防止に努める。また、主任主査、事務長が定期的に管理表のチェックを行うとともに、処理に遅れがある場合は副担当がフォローする等室内全体で遅延のないよう処理することとした。 疑義がある場合は室内で相談、報告をし、必要に応じて所管課や審査指導監に照会する等、再発防止に努めているところである。